

福知山市監査委員告示第3号

令和3年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年6月13日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

教育委員会 生涯学習課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>冷暖房及び附属設備使用料が後納できるよう規則を改める。</p>

教育委員会 中央公民館

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>冷暖房使用料及び体育館照明使用料等が後納できるよう規則を改める。</p>

地域振興部 人権推進室

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について</p> <p>委託業務において、契約書や起案文書など関係書類が適切に保管されていないものがあった。</p>	<p>1 文書取扱について</p> <p>文書管理について室内で協議を行い、文書取扱規程にもとづき適正に実施することの確認をした。</p>

地域振興部 まちづくり推進課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金の実績報告において、確認作業や指導が適切でないものが見受けられた。また、補助金の返還においても決裁に基づく適切な戻入手続がなされていないものがあった。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>(1) 該当の補助金交付要綱を、実績報告後に補助金交付とするよう改めた(令和4年4月1日施行)。</p> <p>(2) 補助金額決定にあたり、自治会と綿密にやり取りし、内訳等を詳細に確認する。額の変動がある場合は、すみやかに変更申請を提出願う。</p> <p>(3) 再度、事務推進方法について確認した。</p>

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>(1) 施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。</p> <p>(2) 現金出納簿において、記入を遺漏しているもの、相互の記載内容が整合しないものなどが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>郵便切手等の管理において、受払簿と切手保管額が一致しないもの、受払簿に受払状況が記載されていないものが見受けられた。管理の適正化に努められたい。</p> <p>3 補助金等について</p> <p>実行委員会等の支出において、領収書の添付が無いものや領収書の金額が支払伝票に整合しないものがあった。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>(1) 施設使用料の納入通知等事務については、条例の規定に基づいた手続きとなるよう、複数職員による確実なチェックを行うこととした。</p> <p>(2) 指摘後、直ちに正しく現金出納簿に記載し、また整合するよう補正を行った。今後は、複数人による確認を徹底し、金銭管理の適正化に努めることとした。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>指摘箇所については、直ちに正しく修正した。今後は、月1回受払簿と在庫の点検を実施し適正な管理を行うこととした。</p> <p>3 補助金等について</p> <p>指摘箇所については、支出の適切性を確認し直ちに正しく事務処理を行った。今後は、確認者のチェック体制を強化し、複数職員による確認を行うよう改めた。</p>